

## 大泉町インターンシップ実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大泉町が実施する学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、学生に実践的な就業体験の機会を与え、職業意識の向上及び町政に関する理解を深めることを目的とする。

### (実習対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、大学院、大学、短期大学及び高等専門学校等（以下「教育機関」という。）に在籍する学生（以下「学生」という。）であって、次に掲げる基準に該当すると認められたものとする。

- (1) 町政に関心があり、インターンシップにおける実習を積極的に行う意思を有すること。
- (2) 服務規律を遵守することが確実であると判断されること。

### (実習期間)

第3条 インターンシップの実習期間は、原則として大泉町長（以下「町長」という。）が指定する。

### (実習時間)

第4条 インターンシップの実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

### (服務)

第5条 インターンシップにより大泉町において実習を行う学生（以下「学生実習生」という。）は、教育機関の学生の身分を保有する。

- 2 学生実習生は、実習時間中は、専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- 3 学生実習生は、実習時間中は、大泉町職員が遵守すべき法令、条例等並びに総務課長及び学生実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。
- 4 学生実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏

らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

5 学生実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合は、事前に総務課長及び実習担当者の承認を得なければならない。

6 学生実習生は、病気のため予定されていた実習を受けることができない場合は、あらかじめ実習担当者にその旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨を連絡するものとする。

(学生実習生の受入申請及び決定)

第6条 インターンシップにより在籍する学生を実習させようとする教育機関の代表者は、インターンシップ受入申請書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、受入先の所属長と協議した上で受入れの可否を決定し、インターンシップ受入決定通知書(別記様式第2号)により、教育機関の代表者に通知するものとする。

3 町長は、受入れの可否を決定するために必要な情報を当該学生が在籍する教育機関の代表者に請求することができる。

(誓約)

第7条 学生実習生は、実習の開始に当たっては、町長に対して誓約書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

2 学生が在籍する教育機関の代表者は、学生実習生が前項の誓約書の内容を遵守するよう指導を徹底するものとする。

(報酬等)

第8条 大泉町は、学生実習生に対して、報酬、賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他の実習に伴ういかなる費用も負担しない。

(実習担当者、実習プログラム及び受入所属の役割)

第9条 学生実習生が実習を行う所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属内において、実習担当者を指名するものとする。

2 実習担当者は、インターンシップの実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

3 実習担当者は、学生が在籍する教育機関の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、これを作成し、総務課長を経由して学生が在籍する教育

機関の代表者に報告書等を提出するものとする。

(実習の中止)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) 学生実習生が第5条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。
- (2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を当該学生が在籍する教育機関の代表者に通知するものとする。

(事故責任等)

第11条 学生が在籍する教育機関の代表者及び学生実習生は、実習中の事故に備えるため傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中に事故が発生したときは、自らの責任において対応しなければならない。

2 学生が在籍する教育機関の代表者及び学生実習生は、学生実習生が故意又は過失により、大泉町又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

3 前項の場合において、教育機関の代表者は、教育機関の代表者として相当の注意をした場合は、その責任を免れるものとする。

(協定書の締結)

第12条 町長及び学生が在籍する教育機関の代表者は、学生実習生の身分の取扱い等に関し、この要綱に従い協定書(別記様式第4号)を2通作成し、各1通を保有するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、その都度、町長と教育機関の代表者が協議の上、定めることとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和元年6月6日)

この要綱は、告示の日から施行する。